

新型コロナウイルス感染症 に罹患した学生の出席停止 の取扱いについて



はじめに

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降、5類感染症に移行します。このことを踏まえ、本学における新型コロナウイルスに感染した学生の出席停止等について、以降のページで説明します。
- この取扱いは、令和5年5月8日以降に適用されます。

新型コロナウイルス感染者の出席停止期間等について

○新型コロナウイルス感染者の出席停止期間

→ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

具体的には、次ページの「新型コロナウイルス感染者の出席停止期間基準早見表」を参照してください。

○出席停止期間の欠席の取扱いについて

感染により出席停止となった期間に欠席した授業については、公欠（単位の授与に関わる欠課時数には計上しない。）扱いとなります。

新型コロナウイルス感染者の出席停止期間基準早見表

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後
発症後1日目に症状が 軽快した場合	有症状	症状軽快※	症状軽快後 1日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	通学可能
発症後2日目に症状が 軽快した場合	有症状	有症状	症状軽快	症状軽快後 1日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	通学可能
発症後3日目に症状が 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	症状軽快	症状軽快後 1日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	通学可能
発症後4日目に症状が 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	症状軽快	症状軽快後 1日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	通学可能
発症後5日目に症状が 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	症状軽快	症状軽快後 1日目
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

公欠手続について

新型コロナウイルス感染の場合の公欠は、以下の要領で教務課に届け出てください。

○公欠手続

公欠届（注1） + 感染症治癒証明書（注2）を教務課に提出



受診した医療機関に記入を依頼してください。

（注1） 事務局前に備付けがあります。

（注2） 最後のページに様式を添付しています。印刷して使用してください。また、事務局前に備付けがあります。

濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

以上を踏まえ、**濃厚接触者については、原則として出席停止の対象とはなりません（注3）。**

（注3） ただし、学外施設等での実習に伴い、実習先から外出自粛等を要請された場合は、出席停止扱いとなる場合があります。

問合せ先

長崎女子短期大学 教務課

TEL：095-826-5344

E-mail：kyoumuka@nagasaki-joshi.ac.jp

受付時間：平日9:00～18:00

- ※ 事務局窓口及び電話での問合せは、上記受付時間中に行ってください。時間外の対応はできません。
- ※ 電子メールでの問合せは、24時間受け付けています。ただし、回答については、上記受付時間中の対応となります。

感染症治癒証明書

本人記入欄	学籍番号	氏名
-------	------	----

上記学生は、下記感染症が治癒し、通学しても支障がないことを証明します。

1. 疾病名（該当の□にレ点を付けてください。）

疾病名	出席停止期間（目安）
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱後3日を経過するまで。
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後に5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで。
<input type="checkbox"/> 水痘	全ての発疹が痂皮化するまで。
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
<input type="checkbox"/> 結核	感染のおそれなくなるまで。
<input type="checkbox"/> その他 ()	学校保健安全法施行規則第18条に規定する第1種感染症にあつては、治癒するまで。 学校保健安全法施行規則第18条に規定する第3種感染症にあつては、医師において感染のおそれがないと認めるまで。

2. 出席停止期間

上記疾病により下記期間の出席停止が妥当であったことを証明します。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

連絡先（電話番号）

医師名

印

※学生は、公欠届にこの証明書を添えて教務課に提出すること。